

(様式第2号)

監委第22号

平成21年4月22日

太田市長 清水 聖義 様

太田市議会議長 半田 栄 様

太田市監査委員 桐生 博司

太田市監査委員 山田 隆史

定期監査結果報告書
(都市計画部・都市整備部・開発事業部)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

1 監査の期間

平成21年4月3日から平成21年4月16日まで

2 監査の方法

定期監査実施にあたっては、各監査対象における平成20年度（平成21年2月28日現在）の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係職員から説明を求め、関係諸帳簿を調査するとともに事務が合理的かつ効果的に実施されているか監査を実施した。

なお、監査対象における組織については、平成21年度（平成21年4月1日現在）のものとなっている。

3 監査の対象

◎ 都市計画部

(1) 組織

本監査日現在、都市計画部の監査対象所属職員は71名（うち嘱託職員3名、臨時職員1名）であり、4課で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 都市計画に関する事項
- イ 都市開発に関する事項
- ウ 土地区画整理に関する事項
- エ 建築指導に関する事項

○ 都市計画課

(1) 組 織

本監査日現在、都市計画課の職員は18名（うち嘱託職員1名、臨時職員1名）であり、都市総務係、都市計画係、まちづくり推進係及び都市景観係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 都市計画の総合調整及び基本的な方針に関すること。
- イ 都市計画の区域区分及び地域地区等の土地利用計画に関すること。
- ウ 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に関すること。
- エ 地価公示法（昭和44年法律第49号）に関すること。
- オ 大規模土地開発に関すること。
- カ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）事務に関すること。
- キ 都市計画審議会に関すること。
- ク まちづくり交付金に関すること。
- ケ 都市計画道路の計画、決定及び変更に関すること。
- コ 地区計画に関すること。
- サ 都市計画基礎調査に関すること。
- シ 都市計画法第53条に関すること。
- ス 風致地区内の土地、建築物の許可又は認可に関すること。
- セ 景観行政に関すること。
- ソ 都市計画提案制度に関すること。
- タ 北関東自動車道の関連施設促進に関すること。

○ 建築指導課

(1) 組 織

本監査日現在、建築指導課の職員は21名（うち嘱託職員2名）であり、建築行政係、審査係、建築防災係及び開発指導係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく許可、認定及び指定に関すること。
- イ 建築基準法に基づく違反指導、防災指導、定期報告及び建築統計に関すること。
- ウ 建築基準法に基づく確認申請及び計画通知の審査並びに現場検査に関すること。
- エ 建築基準法関連法令に関すること。
- オ 木造住宅耐震診断、耐震改修補助事業に関すること。
- カ 太田市狭あい道路の整備に関する要綱（平成19年太田市告示第138号）に関すること。
- キ 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発許可及び建築許可に関すること。
- ク 建築審査会及び開発審査会の事務局に関すること。
- ケ 太田市開発指導要綱（平成17年太田市告示第17号）に関すること。

○ 区画整理課

(1) 組 織

本監査日現在、区画整理課の職員は19名であり、管理指導係、換地係、移転補償係及び工務係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 土地区画整理事業に係る調査及び施行計画に関すること。
- イ 土地区画整理事業に係る換地、移転補償、工事及び保留地に関すること。
- ウ 土地区画整理事業に係る清算金の算定、徴収及び受付に関すること。
- エ 土地区画整理事業に伴う町名地番の整理及び登記に関すること。
- オ 土地区画整理事業に関する諸証明の発行及び建築行為等の制限に関すること。
- カ 土地区画整理審議会及び評価員に関すること。
- キ 土地区画整理組合の指導及び援助に関すること。

○ 市街地整備課

(1) 組 織

本監査日現在、市街地整備課の職員は11名であり、管理指導係及び市街地整備係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 市街地再開発事業に関すること。
- イ 太田駅周辺土地区画整理事業に関すること。
- ウ 鉄道高架事業に関すること。
- エ 土地区画整理審議会及び評価員に関すること。

◎ 都市整備部

(1) 組 織

本監査日現在、都市整備部の監査対象所属職員は85名（うち嘱託職員2名）であり、5課で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 道路その他土木に関する事項
- イ 公園及び緑地に関する事項
- ウ 住宅に関する事項
- エ 建築に関する事項

○ 道路管理課

(1) 組 織

本監査日現在、道路管理課の職員は17名であり、管理係、路政係及び境界査定係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 法定外公共物の管理に関する事。
- イ 道路の路線認定、廃止及び変更に関する事。
- ウ 道路掘削及び占有並びに公共物使用に関する事。
- エ 境界の査定等に関する事。

○ 道路建設課

(1) 組織

本監査日現在、道路建設課の職員は22名（うち嘱託職員1名）であり、管理係、北部係、南部係及び街路係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 道路、橋、河川、排水路等の計画及び新設・改良に関する事。
- イ 交通安全対策事業に関する事。
- ウ 他の部課等からの受託工事に関する事。
- エ 国道及び県道の整備及び促進に関する事。
- オ 都市計画道路の整備に関する事。

○ 花と緑の推進課

(1) 組織

本監査日現在、花と緑の推進課の職員は20名（うち嘱託職員1名）であり、花と緑の係、施設管理係、公園整備係及び都市緑化推進係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 公園、緑地等の調査、計画及び整備に関する事。
- イ 花と緑の普及及び推進に関する事。
- ウ 金山総合整備事業に関する事。
- エ 八王子山公園墓地に関する事。
- オ 緑化団体及び公園愛護団体に関する事。
- カ 芝桜まつりに関する事。
- キ 北部運動公園整備事業に関する事。

○ 住宅課

(1) 組織

本監査日現在、住宅課の職員は10名であり、住宅管理係及び住宅整備係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 住宅政策に関する事。
- イ 市営住宅の整備及び計画に関する事。
- ウ 市営住宅の維持管理に関する事。
- エ 市営住宅の入居、退去及び使用料に関する事。
- オ 特定優良賃貸住宅の補助金等に関する事。

- カ 住宅新築資金等の貸付金の償還に関する事。
- キ 市営住宅の滞納使用料に関する事。
- ク 市営住宅の修繕に関する事。
- ケ 市営住宅の訴訟に関する事。
- コ 群馬県住宅供給公社との連絡調整に関する事。

○ 建築課

(1) 組 織

本監査日現在、建築課の職員は14名であり、建築一係、建築二係及び設備係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 市有建築物の設計及び工事監理に関する事。
- イ 市有建築物の営繕に関する事。

◎ 開発事業部

(1) 組 織

本監査日現在、開発事業部の監査対象所属職員は34名であり、5課で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 用地に関する事項
- イ 公園及び施設の管理に関する事項

○ 用地管理課

(1) 組 織

本監査日現在、用地管理課の職員は6名であり、管理係及び企画係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 公有地の拡大の推進に関する事。
- イ 用地に係る企画等に関する事。
- ウ 太田市土地開発公社及び群馬県企業局との連絡調整に関する事。

○ 用地開発課

(1) 組 織

本監査日現在、用地開発課の職員は8名であり、開発一係及び開発二係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 用地の取得等に関する事。
- イ 太田市土地開発公社との連絡調整に関する事。

○ 用地工務課

(1) 組 織

本監査日現在、用地工務課の職員は6名である。

(2) 事務分掌

ア 用地の造成、施工監理業務に関すること。

○ 事業管理課

(1) 組 織

本監査日現在、事業管理課の職員は8名であり、総務管理係及び公園管理係で構成されている。

(2) 事務分掌

ア 公園、都市緑地等の維持管理に関すること。

イ 街路樹の維持管理に関すること。

ウ 八王子山公園墓地の管理に関すること。

エ 太田市行政管理公社との連絡調整に関すること。

○ 渡良瀬緑地課

(1) 組 織

本監査日現在、渡良瀬緑地課の職員は3名である。

(2) 事務分掌

ア 渡良瀬川河川緑地の維持管理に関すること。

イ 太田市行政管理公社との連絡調整に関すること。

4 監査の結果

(1) 執行状況

都市計画部、都市整備部及び開発事業部の予算の執行状況及びその他財務に関する事務の執行状況は、おおむね適正なものと認められた。